

「EZOマネー」サービス終了に伴う 未使用残高の払戻しに関するご案内

株式会社リージョナルマーケティングが提供する「EZOマネー」のサービス終了にあたり、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、未使用残高をお持ちのお客さまへ払戻しいたします。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段の発行者
株式会社リージョナルマーケティング

2. 払戻し対象となる前払式支払手段の種類
EZOマネー

3. 払戻しの申出期間
令和8年8月3日(月)～10月30日(金)
上記期間中にお申し出いただけない場合には、この払戻しのお手続きから除斥されます。

4. 申出の方法
当社専用窓口（WEB）にて必要情報（氏名・連絡先・EZOCAカード情報・振込口座情報）を入力していただきます。
WEBからの入力が難しい方は電話窓口での対応もいたします。

5. 払戻しの方法
指定いただいた口座に振り込みにて払戻しいたします。
口座振替の対応が難しい方には現金書留にて返金を行います。

6. 本件に関するお問い合わせ先
株式会社リージョナルマーケティング
EZOCAカードセンター 0120-29-3210
受付時間/ 10：00～18：00（元日のみ定休）

以上

令和8年8月3日

北海道札幌市東区北8条東4丁目1番20号
株式会社リージョナルマーケティング
代表取締役 渡部 真也